

執行機関の附属機関に関する条例（昭和 44 年羽曳野市条例第 7 号）〈抜粋〉
（設置）

第 2 条 法律若しくはこれに基づく政令又は別に条例で定めるものを除くほか、本市に次の執行機関の附属機関を置く。

別表（第 2 条関係）

1 市長の附属機関

附属機関の名称	担当する事務
羽曳野市バリアフリー基本構想協議会	市のバリアフリー基本構想の作成に関する協議及び実施に係る連絡調整等に関する事項